

一般社団法人くりこま高原自然学校 定款

平成24年8月10日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人くりこま高原自然学校と称し、その英文は「Kurikoma kougen Nature School」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

2 当法人は理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的と事業)

第3条 当法人は、あらゆる教育活動の振興に寄与するために青少年の教育をはじめ、乳幼児の子育て、幼児教育、そして、成人のキャリア教育や生涯学習などのあらゆる世代の学びの場に貢献をする。体験から学ぶ体験学習法を基礎に自然体験や生活体験、社会体験、そして、地域社会が持つ教育の場の普及をする。さらに教員や指導者の研修育成を促し、もって、自然環境と共存した持続可能な豊かで平和な社会を創造する「人づくり」と「社会づくり」に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 野外教育・冒険教育・環境教育等の体験教育事業
- (2) エコツーリズム・グリーンツーリズム等各種ツーリズム事業
- (3) 教員研修・指導者養成など各種人材育成と派遣事業
- (4) 農業・林業・漁業等の体験活動事業
- (5) 寄宿舎の経営・自立支援等福祉事業
- (6) 公共施設の指定管理事業
- (7) 防災教育・災害教育にかかる事業及び災害救援支援活動
- (8) 教育活動の調査研究・情報収集と発信
- (9) 教育等に関する知識の普及と啓発
- (10) 教育等に関する政策の提言
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第4条 当法人は、第3条の事業の推進に資するために、必要に応じて教育等に関する収益事業等を行う。



(公告)

第5条 当法人の公告は電子公告により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会申し、第8条の規定により入会を承認された個人
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した社員以外の個人
- (3) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 一般会員、団体会員、賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、受理された時に会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員、一般会員、団体会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき



(2) 総会で決議したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員を選任及び解任

(4) 役員報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の決算報告

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散

(9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁



的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他の法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)



第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を副代表理事とすることができる。

3 理事のうち代表理事を除く2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事、副代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 代表理事は当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けとる財産上の利益として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事、業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の一部免除

(招集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 拠出された基金は、理事会の決議を経て別に定める基金取り扱い規程に定める日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。



- 2 委員会の委員は、会員のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第49条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	佐々木 豊志
設立時理事	大場 隆博
設立時理事	阿部 孝行
設立時代表理事	佐々木 豊志
設立時監事	鳥海 卯

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1住所:宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎神明21番地1 氏名:佐々木 豊志
-------	-------------------------------------



くりこま高原自然学校 定款

2住所:宮城県栗原市志波姫大門南195番地1

氏名:大場 隆博

3住所:仙台市青葉区国見六丁目77番6-102号

氏名:阿部 孝行

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人くりこま高原自然学校を設立のため、設立時社員佐々木豊志外2名の定款作成代理人である司法書士小泉榮一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成24年8月10日

設立時社員 佐々木 豊志

設立時社員 大場 隆博

設立時社員 阿部 孝行

上記設立時社員3名の定款作成代理人
宮城県多賀城市下馬三丁目26番5号
司法書士 小 泉 榮 一



同一情報の提供

提供の日付: 2012年 9 月 10 日

公証人: 37020015

長谷川高章



所属法務局: 仙台法務局
公証役場: 仙台合同公証人役場
仙台市青葉区二日町16番15号

請求対象の登簿管理番号: 12-3702001502000 220

請求対象の文書種別: 電磁的記録の認証

請求対象の認証日: 2012年 9 月 10 日

請求対象の処理公証人: 37020015 長谷川 高章

所属法務局: 仙台法務局
公証役場: 仙台合同公証人役場
仙台市青葉区二日町16番15号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。